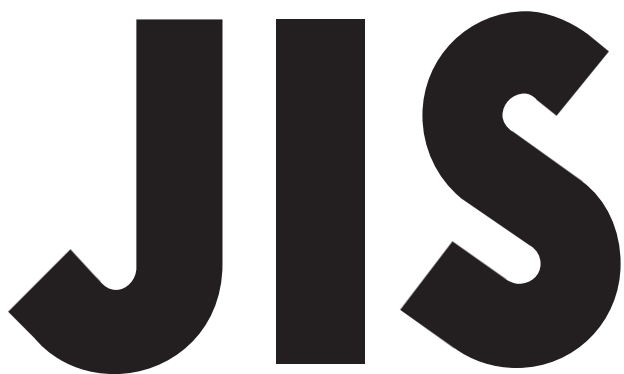




適合性評価－技能試験提供者の能力に関する 一般要求事項

JIS Q 17043 : 2025
(ISO/IEC 17043 : 2023)
(JSA)

令和 7 年 4 月 21 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 適合性評価分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	久保野 勝 男	順天堂大学
(委員)	浅 井 秀 一	JIS 登録認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
	小 林 憲 明	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
	富 永 典 子	一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
	細 谷 恵	主婦連合会
	吉 田 耕太郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.9.20 改正：令和 7.4.21

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.4.21

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

審 議 委 員 会：適合性評価分野産業標準作成委員会 (委員長 久保野 勝男)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。
なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	5
4.1 公平性	5
4.2 機密保持	5
5 組織構成に関する要求事項	6
6 資源に関する要求事項	7
6.1 一般	7
6.2 要員	7
6.3 施設及び環境条件	8
6.4 外部から提供される製品及びサービス	8
7 プロセスに対する要求事項	9
7.1 PT スキームの目標の確立, 契約, 伝達	9
7.2 PT スキームの設計及び計画立案	10
7.3 PT 品目の生産及び配付	13
7.4 PT スキームの結果の評価及び報告	15
7.5 PT スキームプロセスの管理	17
7.6 苦情処理	19
7.7 異議申立ての処理	20
8 マネジメントシステムに関する要求事項	20
8.1 一般要求事項	20
8.2 マネジメントシステムの文書化	21
8.3 マネジメントシステムの文書管理	21
8.4 記録の管理	21
8.5 リスク及び機会への取組	22
8.6 改善	22
8.7 是正処置	22
8.8 内部監査	23
8.9 マネジメントレビュー	23
附属書 A (参考) PT スキームの種類	25
附属書 B (参考) PT の統計手法	29
解 説	38

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣の命によって認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から産業標準の案の提出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 17043:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

適合性評価－技能試験提供者の能力に関する 一般要求事項

Conformity assessment—General requirements for the competence of proficiency testing providers

序文

この規格は、2023 年に第 2 版として発行された **ISO/IEC 17043** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

技能試験（PT）は、適合性評価機関の能力を実証するために必須のツールとして広く認識されている。PT は能力の証拠を提供することが可能であり、それは根本的な問題又は新たな問題の指標となることがある。この規格は、PT 提供者の運用上の信頼性を高めることを目的としている。この規格は、PT 提供者が適格な運用を行い、かつ、参加者のパフォーマンスに妥当な評価を下すことが可能であることを実証できるようにするための要求事項を含んでいる。

PT は、ラボラトリのパフォーマンスの評価に試験所間比較の使用を伴う。この規格での“試験所間比較”の定義（3.4 参照）は、この規格の目的である、あらゆる種類の適合性評価機関及びその活動をそれぞれ含めるために、“ラボラトリ”及び“測定又は試験”の両用語を拡張して使用する。この規格で使用する“方法”という用語は、**ISO/IEC Guide 99** で定義する“測定手順”という用語と同義とみなすことが可能である。

試験所間比較には、次を含むが、これらに限定されない多くの異なる目的があり、それらは PT スキームで対処することが可能である。

- a) 測定、試験、校正、検査（examinations）、検査（inspections）、又はサンプリングについてのラボラトリのパフォーマンスの評価
- b) 例えば、測定方法若しくは試験方法、要員の教育・訓練及び監督の有効性、又は設備の校正に関係することがある、ラボラトリにおける問題の特定
- c) 測定方法又は試験方法の有効性、及び測定結果又は試験結果の比較可能性の確立
- d) 測定結果又は試験結果の利用者に対する付加的な信頼性の提供
- e) 測定結果又は試験結果の違いの特定
- f) このような比較の結果に基づく参加ラボラトリの教育
- g) 測定不確かさの主張の妥当性確認

次に掲げる種類の試験所間比較については、測定又は試験の妥当性及び付与値の計量トレーサビリティを確実にするためにラボラトリの能力を事前に確立しなければならないため、通常、PT という用語は適用